

No.	質問	回答
1	業種に制限はありますか？	特に業種に制限はありませんが、業種によって中小企業等の定義に該当する資本金や従業員数等は異なります。詳しくは公募要領をご確認ください。なお、公序良俗に反する事業や公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業は対象外となります
2	中小ユーザ企業に該当するかどうかは、どの時点の情報で判断されるのでしょうか？	中小ユーザ企業に該当するかどうかは、申請時点の情報を基に判断いたします
3	海外に本社を持つ企業の子会社も本補助金の対象となりますか？	日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む場合であれば、本補助金の対象となります。ただし、公募要領P6に定義するみなし大企業に該当する場合、補助対象外となります
4	大企業でもコンソーシアムへの参加は可能ですか？	はい、大企業であってもコンソーシアムへの参加は可能です。ただし、本事業の補助対象者は公募要領P5~6に定義する中小ユーザ企業に限りませので、ご注意ください
5	ITベンダの参加は1社であっても、異なるITツールを2つ以上有していれば可能ですか？	本事業で連携対象となる、異なる2つのITツールを有していれば、コンソーシアムに参加するITベンダは1社でも問題ありません
6	補助金の幹事社は、中小ユーザ企業の定義に該当する事業者のみですか？	中小ユーザ企業から選定することが望ましいですが、ITベンダまたはその他協力者から選定することも可能です
7	補助金の交付先は、コンソーシアムの幹事社ですか？	中小ユーザ企業が補助金の直接的な交付先となります。そのため、必ずしも幹事社が交付先とは限りません
8	公募要領P5~6に記載の中小ユーザ企業の定義の中で、自らがどの業種分類に該当するかについてどのように判断をすればよいのでしょうか？	下記リンクのQ4を参考にしてください https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
9	本事業に掛かる人件費や、ITツールの機能連携のための設計・開発費は補助金の対象となりますか？	人件費や、設計・開発費は補助対象経費となりません。詳細は公募要領P8~9をご参照ください
10	連携するITツールの対象は、本事業で新規に導入するものに限りませか？	既存のITツールであっても連携の対象とすることが可能です。ただし、導入済のITツールの購入費を交付決定日より前に遡って補助対象経費とすることはできません。なお、補助事業期間中にITツールの購入のみを行う計画は認められません。
11	中小ユーザ企業に既存ツールを導入することなく、ITベンダ側でITツールの機能連携に係る改修を行い、この改修費用を含めた価格にて中小ユーザ企業に導入する際のソフトウェア導入費用は補助対象経費となりますか？	あくまで既存ツールの導入費用のみが本事業の補助対象となります。また、中小ユーザ企業の意見を反映させたことのエビデンスを提出する必要があります
12	発注に際し、相見積もりは必要ですか？	コンソーシアム構成員以外と50万円（税抜）以上の契約を行う場合、2社以上の見積書が必要となります。コンソーシアム構成員間の契約であれば、相見積もりは不要です
13	経費申請に必要な証拠書類について具体的に教えてください。	実績報告時に履行事実（見積、契約、納品、検収等）及び支払事実（領収書、振込受領書等）を示す証拠書類を提出する必要があります。証拠書類に関するルール全般については交付決定者に対して別途手引きを配布予定ですので、手引きに従ってご対応いただくこととなります
14	補助事業期間を過ぎての納品完了、請求、支払等は認められませか？	補助対象期間中に支払まで完了していない経費は認められません
15	国の他の助成金・補助金との併用は可能ですか？	同一の補助対象経費に対しては併用不可です
16	機密情報をコンソーシアム内で共有することを避けたいため、幹事社を通さずに決算書等の資料を各事業者から事務局へ送付することは可能ですか？	原則として幹事社を通して事務局に一括送付をお願いします。コンソーシアム内の他の構成員に共有したくない資料がある場合には、当該資料を暗号化し、開封パスワードを事務局のみに個別に伝達する等のご対応をいただくことは可能です
17	審査結果の通知はいつ行われますか？	交付決定の時期は応募内容等によって異なります。応募いただいた方から審査を行い、事務局より採択した事業者に順次連絡致します
18	補助事業終了後も各種報告は、幹事社が実施するのでしょうか？	補助事業終了後も、基本的には幹事社からご連絡いただけます様お願いいたします

No.	質問	回答
19	事務局へ送信した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または削除したいのですが、可能でしょうか？	一度ご提出いただいた内容は修正できません。ただし、修正が必要なものについては事務局より連絡いたします
20	会社法人等番号と法人番号は同じものですか？	会社法人等番号と法人番号は別の番号となり、本事業においては「法人番号」が必要となります。「法人番号指定通知書」記載の13桁の番号となりますので、ご注意ください
21	ITツールを5つ以上連携することを予定しておりますが、事業計画書のITツール欄を追加してもよろしいですか？	問題ありません。所定の欄をコピーの上で追加してください
22	中小ユーザ企業複数社で申請予定ですが、定量目標は1社分の記載でよろしいでしょうか？	中小ユーザ企業全社分、定量目標の記載をお願いします
23	事業者情報入力シートはITベンダも記載が必要でしょうか？	ITベンダ含め、コンソーシアム構成員となる全事業者分の記載をお願いします
24	労働生産性向上の目標値が未達だった場合、交付が取り消されることがありますか？	基本的には、未達でも補助金の交付が取り消されることはありませんが、計画数値は達成できるよう事業を進めてください
25	補助金はいつ振り込まれますか？	補助金の交付時期については、現在2021年3月下旬を予定しております。ただし、確定検査の状況やその他外部情勢次第で交付時期については変更となる可能性があります
26	遂行状況報告、実績報告はどのような書類を提出すればよいでしょうか？	交付決定者に対しては後日手引きをご連携する予定で、当該手引きに従いご提出をいただく形となります
27	当社用にカスタム開発を依頼した製品の購入費は補助対象になりますか？	原則としてカスタム開発で制作したソフトウェアの購入費については補助対象外となります。ただし、一般に販売されているITツールであれば、その購入費についても補助対象となります
28	コンソーシアムの組成にあたって必要な手続き等がありますか？	参加事業者間で本事業の申請内容・事業計画について合意いただき、申請要件を満たして応募いただければコンソーシアムを組成することができます
29	どのようなIT連携であれば補助対象となりますか？	中小ユーザ企業の生産性向上に資する取組であれば、ITツール間の連携の方法については制限はございません。生産性向上に資する取組でないと判断された場合、補助対象外となります。ただし、既存の連携機能を使用してITツール間の連動性を図る取組など、機能連携のための設計開発を伴わない計画は補助対象外となります。
30	中小ユーザ企業の定義となる資本金の額はグループ合計で判断されますか？	中小ユーザ企業の定義は、グループではなく企業単体で判断します。企業毎に中小ユーザ企業の定義を満たしていれば、補助対象者となります。ただし、公募要領P6に定義するみなし大企業に該当する場合、補助対象外となります
31	補助下限額は、1コンソーシアム単位での合計額が1百万円（税抜）以上であれば問題ないのでしょうか？	ご認識の通りです
32	ITベンダが中小ユーザ企業にITツールを導入する場合は、自社製品にかぎられるのでしょうか？	自社製品以外を導入することも可能ですが、コンソーシアム構成員以外が提供するITツールの購入金額が50万円（税抜）以上の場合は相見積もりが必要となります
33	設計・開発が2021年2月26日までに終わらなくても事業進捗分については補助対象となりますか？	個別判断となりますが、事業計画の内容が全て完了しなかった場合、交付決定額が減額となる場合がございます
34	中小ユーザ企業、ITベンダ、あるいはその他協力者が、2つ以上のコンソーシアムに参加することはできますか？	個別判断となりますので、その場合は事務局にご相談ください
35	会議をオンラインで行った場合の会議費は補助対象となりますか？	オンライン会議ツール等の導入費用は会議費として補助対象とはなりません
36	公募要領のP17に記載されている加点項目について、各計画認定の提出段階でも加点となりますか？計画認定は多ければ多いほど加点されますか？	各計画認定について、提出段階や提出予定である場合はその旨を事業計画書の備考欄にご記載ください。後者については、審査に係る部分となりますので回答は控えさせていただきます
37	複数の機能を有するソフトウェアにおいて、連携により改善する機能がソフトウェアの機能全体と比較して一部に留まるとしても、導入するソフトウェア購入費用全体が補助対象となりますか？	ソフトウェアが提供する機能と比較して、今回の取組で実現される機能改善が局所的であると判断された場合、補助対象経費等の見直しを行う場合があります

No.	質問	回答
38	専門家は、資格保有者以外でも申請可能でしょうか？	資格保有者と同等と認められた場合に限り、補助対象となります
39	クラウドサービス利用費についてどのくらいの期間が補助対象となりますか？	クラウドサービス利用費は、契約開始が補助事業期間内であることを前提として、最大1年間の利用費を補助対象として認めます
40	コンソーシアム構成員としてITメーカーが参加しますが、ソフトウェアの購入は代理店経由とすることはできますか？	代理店がコンソーシアムに加入されない場合、50万円（税抜き）以上のソフトウェア購入費は相見積もりが必要となります
41	連携時にRPAの利用を考えていますが、その購入費用は補助対象となりますか？	RPAを活用した連携によって生産性向上が認められる場合は、補助対象となります
42	自社で取り入れている既存のITツールの新しいバージョンを購入し、連携させることに対しては補助対象となりますか？	個別判断となりますので、その場合は事務局にご相談ください
43	計画期間と補助事業期間の違いは何ですか？	計画期間は、本事業に関連する取組全体の期間をいいます。それに対して補助事業期間は、本事業で補助の対象となる取組を行う期間です
44	中小企業間のITツールの機能連携は補助対象となりますか？	補助対象となります。ただし、連携元・連携先双方の中小企業が申請者となる必要があります
45	IT導入補助金のように、ITツールの事前登録は必要ですか？	事前登録は必要ありませんが、事業計画書上でITツールに関する情報、並びにITツールの概要、及び料金がわかる資料を提出頂く必要があります